

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年1月11日認可した。

平成25年1月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

事業主体名	土地改良事業名
旭東地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）旭東地区
西田井下地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西田井下地区